明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

四　取締役等が法第四十条第一項第十号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

［五～十七　略］

（登録の拒否）

第九条　法第四十条第一項第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　金融庁長官は、法第四十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

別紙様式第４号（第６条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

国籍
国籍に属する国における住所又は居所
日本における住所
氏名
（通称　）
生年月日

誓約書

私は、資金決済に関する法律第40条第１項第10号ロに該当しないことを誓約します。

（記載上の注意）

［略］

別紙様式第９号（第９条第２項関係）　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（資金清算機関に関する内閣府令の一部改正）

第二十三条　資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第四条の二） ［第二章～第四章　略］ 附則 （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第四条の二**　法第六十六条第二項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	目次 第一章　総則（第一条―第四条） ［第二章～第四章　同上］ 附則 ［条を加える。］